

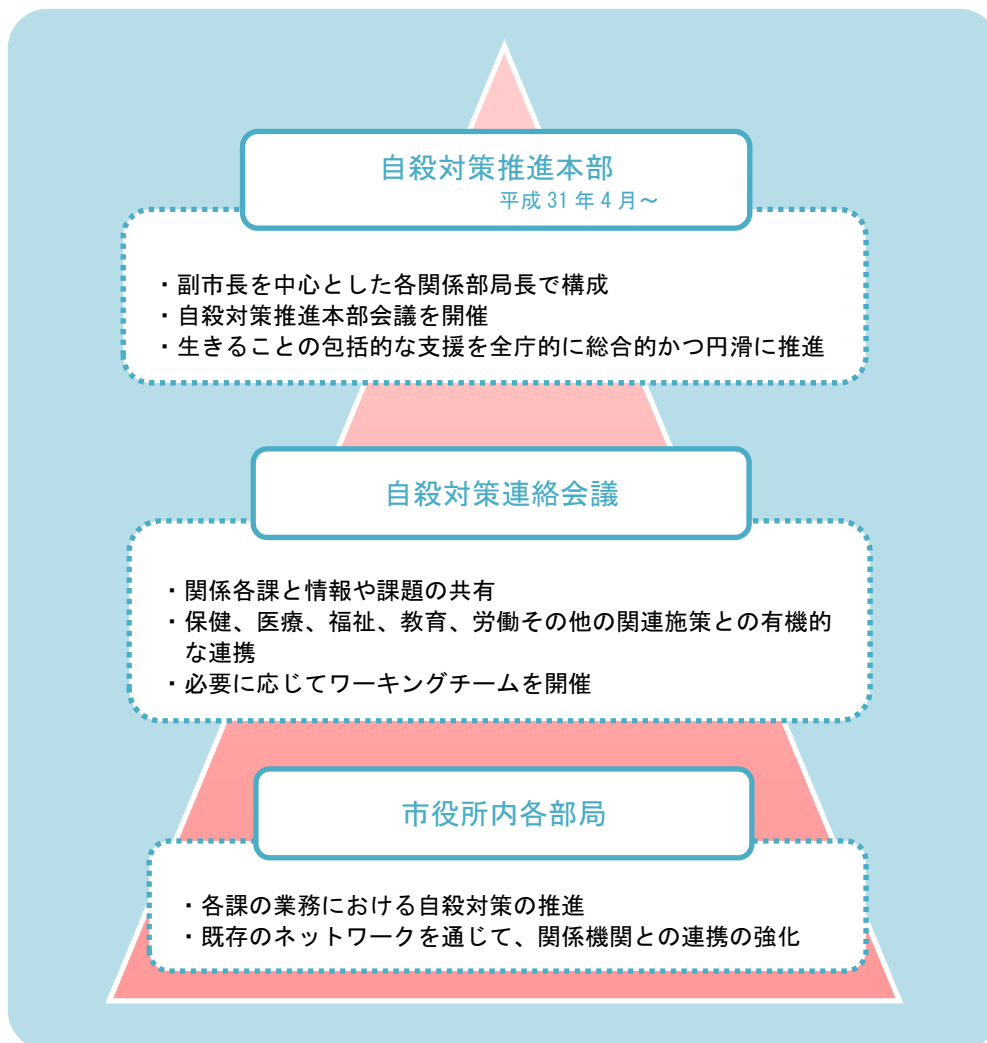
第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

本市の自殺対策の推進体制における最上位の機関は、副市長が本部長を務め、部長級職員により構成される「加古川市自殺対策推進本部（以下、推進本部という。）」です。推進本部は、自殺対策推進本部会議を開催し、計画の進捗管理や、施策の調整及び推進、関係機関との連携の強化等、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援」の推進にあたるとともに、関連する施策を総合的かつ円滑に推進します。

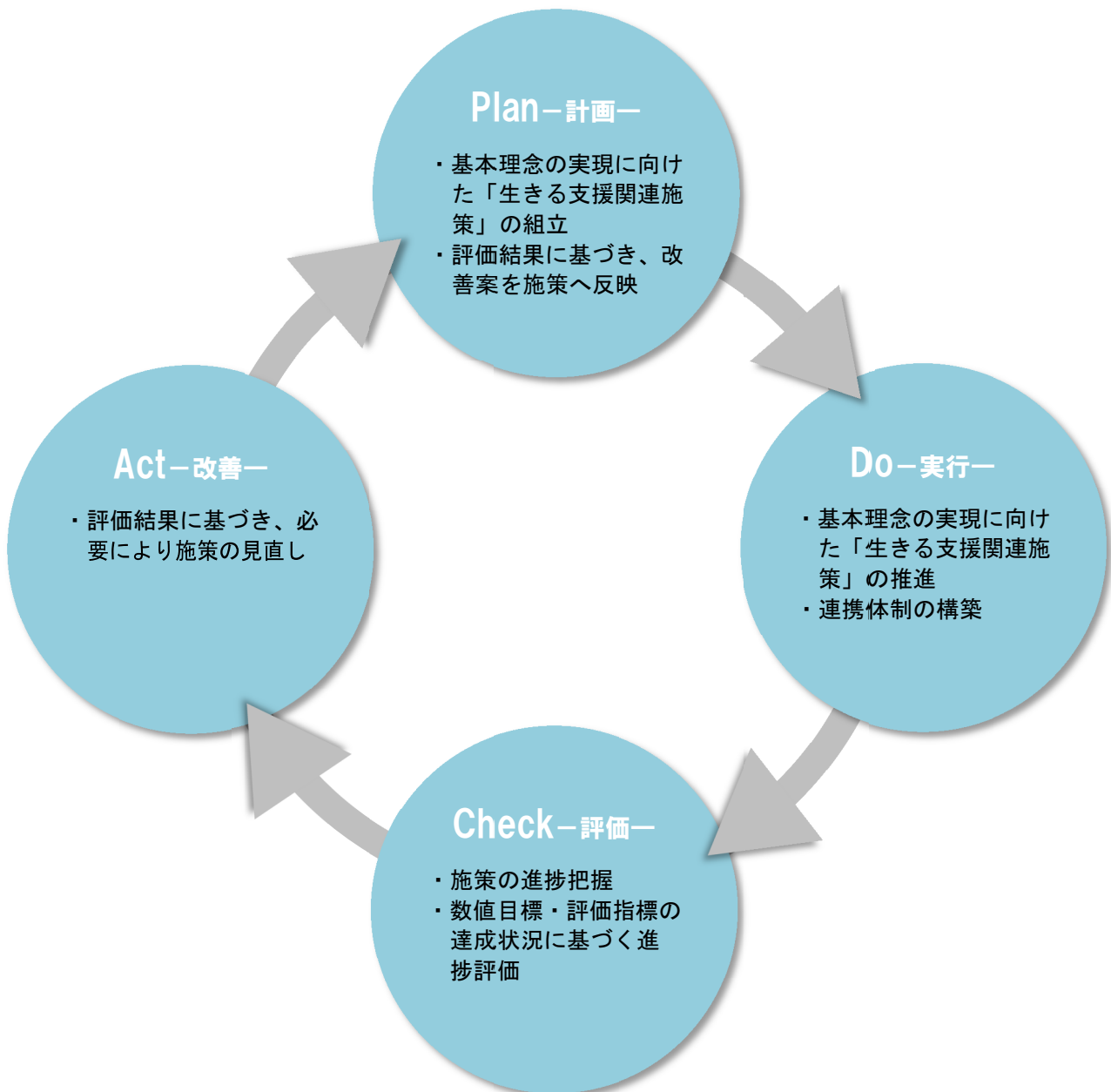
また、市役所内の自殺対策関係課で構成される、自殺対策連絡会議において、引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために情報や課題の共有を行い、効果的な推進につなげます。また、必要に応じ、実務担当者によるワーキングチームにおいて、事例検討等を行うことにより、効果的な実践を行えるように努めます。

さらに、市役所内各部局において自殺対策の取組を推進します。また、市役所外の関係機関との連携も図り、さらなるネットワーク強化に努めます。



2 計画の検証・評価の仕組み

本市は自殺対策事業が市役所内各部署及び関係機関等と連携し、効果的に実施されているかを検証し、評価を行うこととします。また必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理、施策内容の見直しや改善等、本市の自殺対策のPDCAサイクルの確立に努めます。



3 各主体の役割

本市において生きる支援に関連する取組を推進することで、各主体が以下のような役割を担える社会を目指します。

各主体	役 割
市 民	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、危機に陥った人の心情や背景への理解も深めるよう努める。また、自らはもちろんのこと、家族・地域・職場等、周囲の人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにする。
学校関係	児童生徒等のこころとからだの健康づくりや生きる力を育てるための教育の推進、児童生徒のＳＯＳを見逃さない教職員の研修等を行い、児童生徒等の自殺予防に取り組む。
企 業	ワーク・ライフ・バランス*やメンタルヘルス*ケアを中心としたこころの健康づくりを進め、働きやすい職場づくりに努め、勤労者の自殺予防に取り組む。
医療機関・ 福祉関係事業所	患者・利用者への適切な医療・ケア・サービスを提供するとともに、自殺予防に向けて、他の専門医療や、地域保健福祉との連携を図る。
警察・ 消防機関	自殺のリスクが高い者に係る事案を認知した場合には、適切に対応するとともに、専門医療や地域保健福祉へつなげる等の連携を図り、リスクの高い者の自殺予防に取り組む。
関係団体・ 関係機関	それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り、自殺対策に取り組む。